

西条市地域防災計画の修正概要について

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項に基づき、市長が本部長を務める西条市防災会議において作成が義務付けられており、西条市の地域に係る国及び県の機関、公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

2 計画改訂の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震と津波により未曾有の被害が発生した。

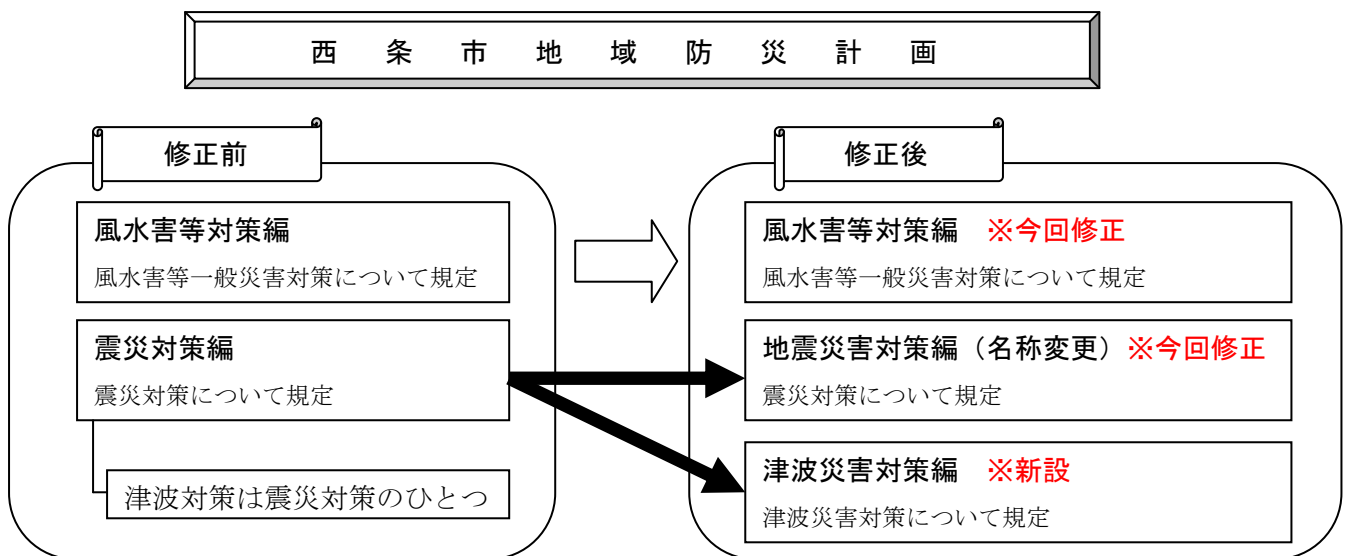
このことから、市では「西条市防災士連絡協議会」や「西条市防災対策研究協議会」を設置し、地域防災力の強化を図るとともに、防災対策の課題と対策を検討してきた。

また、国においては防災基本計画の修正や災害対策基本法等を改正しており、愛媛県においても県地域防災計画の修正や県独自の地震被害想定調査を実施しており、これらを踏まえて地域防災計画を修正するものである。

3 計画修正の概要

(1) 津波災害対策編の新設

津波の被害・対策は、地震の揺れによるものとは大きく異なっていることから、震災対策編を拡充するのではなく、新たに編を設け、予防、応急対策、復旧・復興の各段階における対策を体系的に示す。



(2) 国防災基本計画及び県地域防災計画の修正、災害対策基本法の改正内容の反映

- ① 防災基本計画の修正事項の反映
- ② 愛媛県地震被害想定調査報告の反映
- ③ 災害対策基本法の改正内容の反映 など

(3) 西条市防災対策の反映

- ① 西条市防災対策研究協議会での検討結果の反映
- ② 西条市防災士連絡協議会による地域防災力の強化について反映
- ③ 西条市水防計画の修正内容の反映 など